

第 1 2 回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成 2 1 年 6 月 4 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から午後 4 時まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所 少年審判廷ほか

3 出席者 (五十音順)

池田敬委員 , 岩塚見洋子委員 , 岩月佳子委員 , 岡田朋美委員 , 片岡雅子委員 , 神谷妙子委員 , 桐山圭司委員 , 中村直文委員 (委員長) , 武藤玲央奈委員 , 森川孝雄委員 , 綿貫義昌委員

(事務担当者)

堤裁判官 , 古賀首席家裁調査官 , 磯村次席家裁調査官 , 中島首席書記官 , 早川訟廷管理官 , 篠田主任書記官 , 河合事務局長 , 新原事務局次長 , 浅野総務課長

4 議 事

(1) 委員長あいさつ

(2) 裁判所からの説明

少年事件の被害者傍聴制度の概要について (中島首席書記官)

平成 2 0 年の少年法改正により , 非公開とされている少年審判について , 被害者等による傍聴制度が新設され , 1 2 歳以上の少年が犯した殺人や傷害致死などの一定の重大な犯罪について , 被害者等から傍聴の申出がある場合には , 少年の年齢及び心身の状態 , 事件の性質 , 審判の状況その他の事情を考慮し , 少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは , 家庭裁判所は被害者等に傍聴を許すことができることとなった。

ここにいう「一定の重大事件」とは , 殺人や傷害致死など , 少年の故意による犯罪行為や自動車運転過失致死傷の交通事故等によって被害者が亡くなったり , 生命に重大な危険を生じた傷害を負わせた事件である。

審判傍聴を申し出ることができるのは、被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹とされている。これらの対象事件の被害者等には、家庭裁判所は事件が送致され次第、速やかに審判傍聴制度の案内リーフレットを送付して、制度が利用可能である旨をお知らせしている。

裁判官が被害者等に傍聴を認めるかどうかは、弁護士である付添人の意見を聴いた上で、法律記録中の少年や被害者の供述調書、家裁調査官による少年や保護者への調査結果、被害者調査の結果などに基づいて、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して判断することとなる。

なお、傍聴が認められた場合でも、被害者等の前では少年が萎縮して言いたいことを言えないときや、少年や関係者のプライバシーに深くかかわる事情を聴く場合には、一時的に被害者等を退室させたり、被害者等が不規則発言などによって審判の進行を妨げる場合には退去を命じることができる。また、審判傍聴を許可された被害者等が、1人で傍聴することに著しく不安や緊張を覚えるおそれがあるときは、傍聴付添人を伴わせることもできる。

審判を傍聴をした被害者等及び傍聴付添人には守秘義務や注意義務が課せられ、少年審判で見聞きしたことを正当な理由がないのに他の人に漏らしたり、これを使って関係者のプライバシーを害したりすることが禁止されている。

- (3) 被害者の母が傍聴する傷害致死事件の少年模擬審判を実施
- (4) 意見交換；テーマ「少年事件の被害者傍聴制度等について」
委員から出された意見等は別紙のとおり
- (5) 次回の意見交換のテーマについて
「裁判所庁舎について望むこと・家事調停事件の運営について」
- (6) 次回期日；平成21年11月26日（木）午後1時30分
- (7) 本日の議事概要について

委員会終了後、報道機関に公表し、裁判所のホームページに掲載する。

(別紙)

岐阜家庭裁判所委員会委員から出された意見等

- A委員 審判廷は、少年に反省を促す場であって欲しいと思う。被害者の母親が少年の斜め後ろで傍聴しているというのは、少年に対して圧迫感が強いと感じた。
- B委員 今回の模擬審判では、裁判長役として、被害者の母に傍聴席の最前列、少年の斜め後ろに座ってもらったが、母親の心情を考えると、あまり後方の席にすることもできないし、少年の真後ろでは裁判官の目が行き届かないと考えた。
- C委員 被害者の親ならば、少年の間近で審判を見たいであろうし、自分の思いを聴いて欲しいと願うだろう。今回の模擬審判ぐらい少年審判廷が広ければ、被害者等に審判傍聴や意見陳述を認めてもよいと思う。
- D委員 警察の側でも取調段階から被害者等に配慮して手続を進めている。今回の審判廷は被害者傍聴を行うのに適した環境だと感じたが、被害者等が興奮した男性であるような場合には、座らせる位置等にも、また別の配慮が必要だろう。
- E委員 少年審判では、いかに少年を立ち直らせるかが重要である。被害者等の意見を聴かせることは、少年に気付きを与え、反省を促すための良い機会になると思う。
- F委員 被害者傍聴は、少年の健全な育成を妨げないことを前提とした制度である。実際の審判廷で被害者等が座る位置は、被害者等の気持ちにも配慮しつつ、事案に応じて裁判長が決めることになるが、傍聴対象が重大事件であるだけに、強い被害感情が持ち込まれることもあり得るだろう。被害者が審判廷にいることで少年が受ける影響を十分に検討した上で、慎重に制度を運用していく必要がある。
- G委員 何度も意見陳述が申し出られて、審判の度に意見を聴くのでは、少年が萎縮してしまう。被害者等による意見陳述の回数を制限することはできるのか。
- B委員 被害者等は、審判を傍聴して改めて言いたいことが出てくるということは否定できないが、今回の模擬審判であったように、被害者の母親による不規則発

言を裁判所が意見陳述の申出と捉え、審判廷において意見陳述の機会を与えることまで配慮すべきかどうかは議論の余地があると感じられた。

F委員 今回の模擬審判では、被害者の母親の気持ちを汲み上げる必要があり、これを少年にも聴かせた方が良いと裁判所が判断して、母親の意見陳述を認めたという設定で行っていただいたものである。

事務担当者 被害者には意見陳述等の被害者配慮制度をお知らせしているが、制度を実際に活用される方はあまり多くない。家裁調査官も被害者調査として被害状況等を聴くことはあっても、被害者からの申出を受けて意見を聴取したケースは少ないし、審判廷で意見陳述を聴いた事例も今のところない。

B委員 審判廷を傍聴はしたいが少年の姿を見たり近くに寄りたくはないなど、被害者の中には様々な声があるのではないか。被害者傍聴は、少年への影響力を考えつつ、被害者等の希望を細かく聴きながら運用していくべき制度だと思った。

H委員 被害者が審判廷で意見陳述をしている姿を見て、自分の気持ちを素直に言えなくなってしまう少年もいるだろう。何人もの大人が見守る中で、少年が内省を語ることが実際にできるだろうか。一方で、被害者等の言葉を聴かせないと悪いことをしたと分からない少年もいるだろうし、本当に難しい問題だと感じた。

F委員 岐阜家裁でも被害者の意見を少年に聴かせる機会を持つことは少年の内省を促す上で大切だと考えており、万引き被害にあった商店主等を語り手として、いかに犯罪被害が大変であるかを少年に話して聴かせる講習なども行っている。また、被害者等の中には、被害感情をしっかりと少年に伝えて欲しいと望まれるケースもあるので、それが少年に内省を促すものであるかどうかなど、少年に対する影響に配慮しつつ対処している。